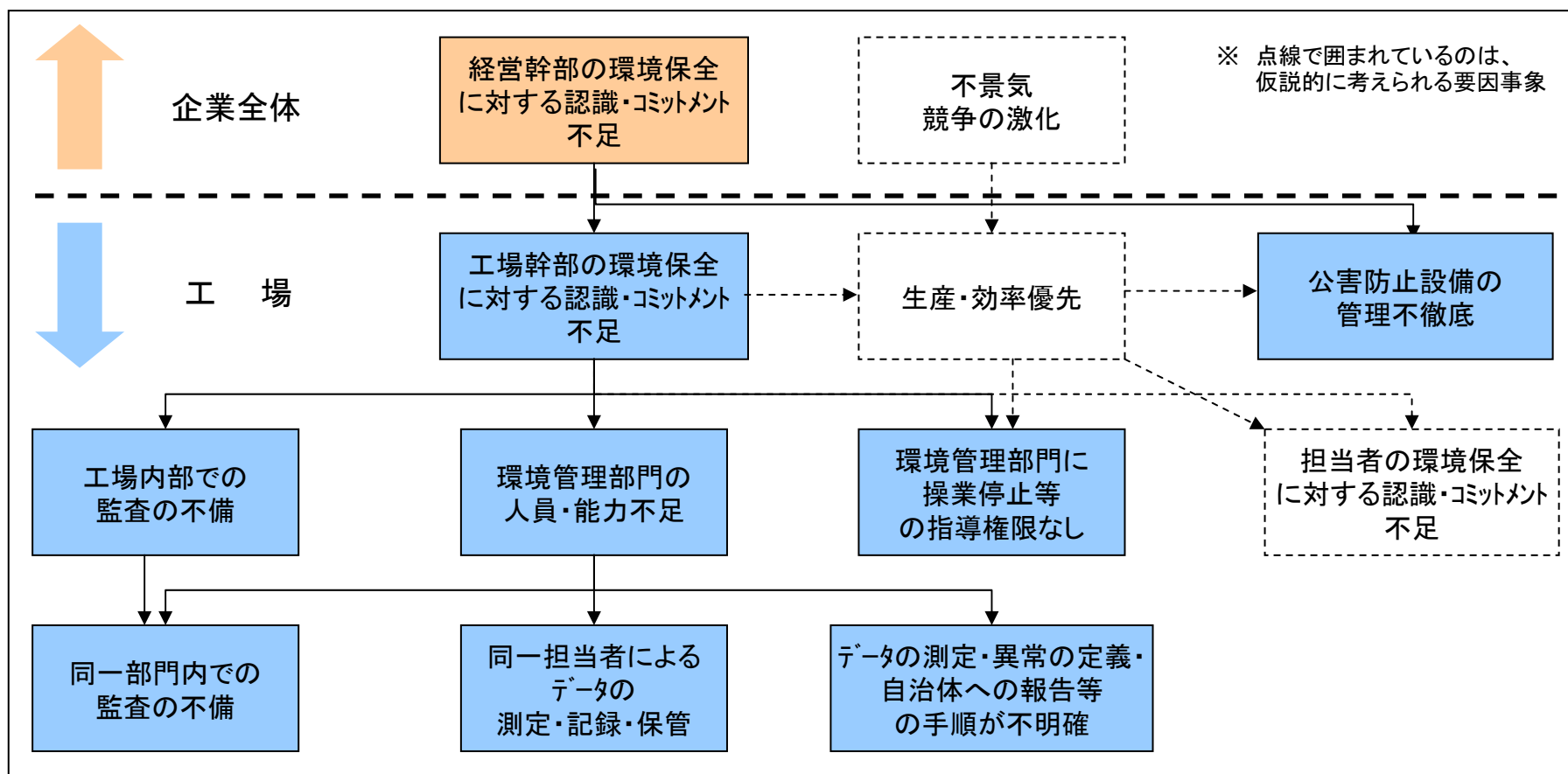


## 【問題意識】 今般事案の発生要因の構造

- 6事案の改善報告書の分析により、不適切事案の発生要因とその因果関係を整理。
- 不適切事案の発生要因としては、「工場の環境管理における担当者任せと上司による把握不足」、「経営幹部の環境保全に対する認識・コミットメント不足」が考えられる。



## 論点：環境規制を遵守するため、公害防止管理をどのように機能させるべきか(1)

- ① 経営者が環境問題を経営上重要な問題と認識しているかどうか、環境規制・公害防止管理が機能する上でポイントになるのではないかと
1. 経営者の「環境意識が高い」ならば、内部統制など、実態把握やルール遵守の仕組みの充実が対策として考えられる
  2. 経営者の「認識不足」、すなわち経営者が環境規制違反及び公害防止管理の不作為が企業や社会に対し、どのような不利益を及ぼすか十分に認識していないのであるならば、対策としてその「不利益」をガイドライン等で明確に認識化することが考えられる
  3. 経営者の「環境意識が低い」、すなわち「環境規制は守りたくない、経営上守れなくても仕方ない」と認識しているならば、組織ぐるみの意識の低下は環境管理の低下につながる。対策として「違反が経営上の損失になるような仕組み・ペナルティ」の整備が考えられ得る
- ② リスクマネジメントの観点から、環境規制の違反事例が発生した場合に、事業者は適切な対応を取れる体制・手続きが整備されているか
1. 事業者は、環境規制の趣旨を理解し、万一、基準超過等が生じた場合にどのように対応すべきかについて、十分な対策が講じられているか
  2. 継続的・反復的な基準超過の場合と一時的・不可抗力による基準超過の場合において、事業者は実効的かつ合理的な対応がなされているか
  3. 基準超過の際にどのような処分が下されるかを予想できないため、操業停止処分のような最悪の事態を恐れて、わずかな基準超過でも隠そうとする事業者の動機が形成される恐れはないか

## 論点：環境規制を遵守するため、公害防止管理をどのように機能させるべきか(1)

- ③ 工場では、環境データに異常が見られたとき、操業継続と環境保全とを比較考量し、操業継続が優先されてはいないか
1. 企業は環境規制・公害防止管理に問題が生じた場合の損失を把握しているか
    - 測定データを改ざんし、基準値超過を隠蔽していたA社(鉄鋼メーカー)は、環境管理担当者4人と法人が水質汚濁防止法違反容疑で書類送検された
    - 測定データを改ざんし、基準値超過を隠蔽していたF社(鉄鋼メーカー)は、再発防止策として約270億円の投資を迫られることになった
  2. 異常や問題が発生した場合、直ちに工場の操業停止に踏み切れるか。工場の操業停止の権限は誰が持っているか
  3. 異常や問題が発生した場合、本社環境管理部門はどのような権限を有しているのか。本社他部門や工場に対して是正を命じることができるか
  4. 工場の操業責任者が、操業継続と環境保全を比較し、操業継続を優先した場合、誰がそれを検知し、是正できるか
- ④ 工場長以下、工場勤務の各員の役割分担や仕事の仕方の見直しが、環境規制・公害防止管理を機能させるポイントではないか
1. 公害防止管理業務が、特定の個人に集中しているのではないか(測定・記録・チェックのすべてを兼任していないか)
  2. 現場でのデータ改ざんができないように、測定・記録・点検(チェック)を複数の者で分担する仕組みは構築できないか
  3. いわゆる2007年問題による環境管理機能の低下影響を防ぐため、公害防止管理のノウハウの継承や教育をいかに進めていくべきか

## 論点：環境規制を遵守するため、公害防止管理をどのように機能させるべきか（2）

- ⑤ 複数の担当者の眼によるデータチェックが困難ならば、データ改ざんがしにくいデータ報告システムを考えるべきではないか
1. 測定データの提出に際し測定データを直接、自治体がアクセスしてチェックできるような仕組みは構築できないか
  2. 内部監査や外部・第三者による監査を義務付けることが必要になるのではないか
- ⑥ 公害防止管理を向上させるため、公害防止管理者制度の効果的な運用・活用をさらに推進すべきではないか。
1. 公害防止管理者の知識・ノウハウの更新がなされていないのではないか
    - 公害防止管理者に対して、資格取得後も一定年度ごとの再講習など継続的な再教育の機会を設ける必要があるのではないか
  2. 工場や企業全体の環境マネジメントを高めるため、役割に応じた関係者の知見・見識の向上を図るべきではないか
    - 公害防止統括者、公害防止管理者等に対して、実態や役割に合わせた環境マネジメント教育・講習制度の在り方を検討すべきではないか

## 論点：環境規制を遵守するため、公害防止管理をどのように機能させるべきか（2）

---

- ⑦ 自治体等と事業者とのコミュニケーションの円滑化・深化が、公害防止管理を機能させるポイントではないか
1. 事業者と自治体とのコミュニケーションの状況によっても、事業者の公害防止管理に対する認識・行動が変わってくるのではないかと  
    - コミュニケーションがとれている場合は、両者の協力によって、建設的・合理的な対応ができるのではないかと
  2. 自治体とのコミュニケーションにおいて、自治体との公害防止協定の趣旨や位置付けに関して、十分に意思疎通を図るべきではないかと
  3. 説明不足による無用な不安感が住民等に発生せず、かつ事業者に負担にならないようなリスクコミュニケーションの実践方法を考えるべきではないかと

# 望ましい公害防止管理体制の枠組み

- あるべき公害防止管理体制においては・・・
- 経営者は、環境法令違反のリスクを明確に認知し、企業・グループの環境管理に責任を持つことを明示する。
  - 本社環境管理部門は、経営者とのコミュニケーションを維持しつつ、工場の環境管理状況をモニタリングする。
  - 経営者の指示のもと、工場長は環境法令違反のリスクを明確に認知し、工場の環境管理に責任を持つことを明示する。
  - 工場では、現場での測定・記録を区分し、環境管理部門が責任をもって適切にチェックする。
  - 異常時には操業停止等の指導を行うなど、環境法令遵守に必要な権限を環境管理部門に与える。
  - 工場では自治体と日常的にコミュニケーションをとり、信頼関係を維持する。

